

倉敷芸術科学大学学生の懲戒に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、倉敷芸術科学大学学則第49条（以下「学則第49条」という）に規定する学生の懲戒に関する手続きについて定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程において対象とする者とは、学部学生、大学院生（通信制を含む。）、別科生（以下「学生」という。）をいう。

2 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、および特別研究生の扱いは、学生に準ずる。

(懲戒の考え方)

第3条 懲戒は、学生が学則第49条にある懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における学生の本分をまっとうさせるために、学校教育法および学校教育法施行規則に基づき行うものである。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。

(懲戒の対象とする期間)

第4条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象行為)

第5条 懲戒の対象は、学則第49条に定める者の他、次の各号に掲げる行為をした者とする。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為、交通法規違反）
- (2) ハラスメント行為や人権を侵害する行為
- (3) 情報倫理に反する行為

- (4) 試験等における不正行為及び教育・研究等学問的倫理に反する行為
 - (5) 学生の学修、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
 - (6) 学内での喫煙、飲酒等の禁止行為
- 2 前項による懲戒の判断基準、標準例については、別に倉敷芸術科学大学学生の懲戒に関する内規に定める。

(懲戒の種類)

第6条 学則第49条に定める懲戒は、次のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。この場合、再入学は認めない。
- (2) 停学は、一定期間、教育課程の履修および課外活動等を停止するものとする。ただし、教育的観点から、指導教員の監督のもと、停学中も大学に登校させ、講義等に出席させることができる。
- (3) 訓告は、学生の行った行為の責任を確認し、戒めるものとする。

(退学)

第7条 学生が学則第49条第3項及び本規程第5条の各号において退学に相当する場合は、学長は、退学を命ずることができる。

(停学の期間)

第8条 停学は、無期停学及び有期停学とする。

- 2 有期停学の期間は3ヶ月未満とする。
- 3 当該学生が所属する学科または専攻の長、別科長及び学務部長は、停学処分を受けた学生について、期間経過の有無に係わらず、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に勘案して、処分を解除することが適当であると思われるときは、学生生活委員会及び当該学生の所属する学部教授会、研究科委員会又は別科教員会議（以下「教授会等」という。）の審議を経て、学長に対し、その処分の解除を上申することができる。
- 4 学長は、処分解除の上申に基づき無期停学を解除することができる。

る。

5 無期停学の解除は、学長が本人に通告する。

(訓告)

第9条 訓告は、教育的観点をもって注意を与えるものとする。

(報告義務及び事実関係の調査)

第10条 懲戒の対象となる行為を行った学生は、その事実を学務部学生課に報告しなければならない。また、学生の行為等を認知した教職員は、その事実を学務部学生課に報告しなければならない。

2 懲戒の対象となる行為またはその疑いが生じたときは、学務部長は、遅滞なく当該学生等に対する事情聴取等の調査等を行い、事実関係を確認し学長に報告しなければならない。

3 学長は、適正な調査の遂行のため、又は懲戒対象学生及びその他の学生の利益保護のため、懲戒対象学生に登校禁止措置等の必要な措置を講ずることができる。

4 前項により、懲戒対象学生に登校禁止の措置を講じた場合、当該学生の停学期間を定めるにあたり、登校禁止期間を考慮することができる。

(懲戒手続)

第11条 学生生活委員会委員長は、前条の調査結果に基づき、懲戒対象行為と判断したときは、事件が軽微であること等が明らかで処分不相当とする場合を除き、速やかに学生生活委員会を招集しなければならない。

2 学生生活委員会は、事実確認及び懲戒処分に関する意見をまとめ、懲戒処分を要すると判断される場合は、懲戒処分の案を作成し、当該教授会等に付議する。

3 学則第49条に基づき、当該教授会等の審議結果を学長に上申する。

4 学生生活委員会は、必要と認めた者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(学生の弁明)

第12条 学長は、懲戒対象学生に対し、前条第3項の上申により審議結果を口頭又は文書で伝え、事実関係に関し弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生が、正当な理由なく弁明の場に出席しなかった場合、又は弁明書を提出しなかった場合は、その権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定及び発効)

第13条 懲戒は、教授会等の審議を経て、学長が行う。

(1) 学長は、懲戒対象学生の弁明を踏まえ、当該学生の懲戒処分を決定し、懲戒対象学生に通知するものとする。

(2) 学長が、懲戒処分の決定にあたり必要と認めた場合は、再度事実内容の調査及び審議を命ずることができる。

2 懲戒は、学長が学生に対して懲戒内容を文書で通告した日から発効する。

(学生への通告および保証人への通知)

第14条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。ただし、文書による通告が不可能な場合は他の適当な方法により通告するものとする。

2 学長は、学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。

(1) 通知は、学生が届け出た住所地への発信をもって行う。

(2) 前項の通知が、発信から通常到達にかかるべき期間が経過した場合には、当通知は、到達したものとみなす。

(公示)

第15条 懲戒処分を行った場合は、学長は速やかに公示する。

2 公示する事項は、学部、研究科又は別科、学科、専攻、年次、懲戒の種類及び懲戒理由とする。

3 公示期間は、1か月とする。

4 特段の事情がある場合は、学長は、当該公示の一部または全部を

公示しないことができる。

(懲戒処分に関する文書)

第16条 懲戒処分に関する文書は、懲戒処分（訓告、停学、退学）通告書、通知書、及び懲戒処分解除告知書、解除通知書とする。

2 学務部長は、懲戒処分の事実を学籍原簿に記録する。

(懲戒に関する記録の保存)

第17条 学務部長は、懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書（起案書等）を保存しなければならない。

(関係者の守秘義務)

第18条 学生の懲戒に関する事項に関わった教職員は、当該事項についての秘密を外部に漏らしてはならない。

(不服申立審査委員会)

第19条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。

2 不服申立てをしようとする学生は、学務部長を経由して、不服申立書を学長に提出しなければならない。

3 学長は、当該学生の不服申立てに基づき、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を招集する。

4 委員会は、委員長を副学長（管理運営担当）とし、構成員は学長が選出する。

5 委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。

6 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。

7 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服の申

立ての却下を求める旨の意見を学長に上申する。

- 8 委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取り消し、又は変更を求める旨の意見を学長に上申する。

(再審議)

第20条 学長は、前条8項の上申を受けた場合、学生生活委員会に再審議を求める。

- 2 前項の場合、学生生活委員会は再審議を行い、その結果を学長に上申する。

- 3 学長は、上申に基づき懲戒内容を再検討し、最終の懲戒を決定する。

(懲戒処分と自主退学)

第21条 学長は、懲戒対象行為を行った学生から懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

(停学期間中の指導)

第22条 学科長、専攻長、別科長及びチューターは、停学期間中、教育的指導を行わなければならない。停学中も大学に登校させ、指導教員の監督のもと、面談等の方法で指導することができる。

- 2 学部長、研究科長又は別科長は、教育的指導に必要と判断される場合、学生の施設利用を認めることができる。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、学生生活委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。